

審査請求

不服申立日 2023/10/25

諮詢日

審査庁名（法人番号） 群馬県（7000020100005）

行政不服審査会等の名称（法人番号）

処分根拠法令 生活保護法

裁決情報

裁決日 2024/04/30

裁決内容

裁決番号 令和6年度裁決第1号

裁 決 書

審査請求人

住 所 ○○○○

氏 名 ○○○○

処分庁 ○○福祉事務所長

審査請求人が令和5年10月25日に提起した、処分庁が同年8月1日付けて審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 ○○年○○月○○日、処分庁は、審査請求人に対して、開始時期を同月○○日とする生活保護開始決定を行った。

2 ○○年○○月○○日、審査請求人は、交通事故（以下「本件交通事故」という。）に遭

った。

3 ○○年○○月○○日、審査請求人は、処分庁に対して、本件交通事故に伴う損害賠償金○○円が同年○○月○○日に支払われた旨の一般収入申告書を提出した。

4 令和5年8月1日、処分庁は、審査請求人に対して、○○円の返還を求める本件処分を行った。

5 令和5年10月25日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

損害賠償金は資格取得に充てる予定であり、自立更生費に該当することから返還の対象とならず、本件処分を取り消すことを求める。

2 処分庁の主張

本件処分は次のとおり法令等の定めに基づいて行われたものであり、本件審査請求の棄却を求める。

(1) 本件交通事故により審査請求人が損害賠償金収入を得たことから、「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」(昭和47年12月5日厚生省社会局保護課長通知。以下「適用通知」という。)の規定に基づき、法第63条に基づく返還の対象となる資力の発生日を事故発生日と認定した上で、同日以降に支給した保護費の合計となる○○円の範囲内で返還額を検討した。

(2) 返還額の決定に際しては、審査請求人に支払われた損害賠償金○○円から審査請求人が立て替えた通院費○○円及び法令に定める控除8,000円を差し引いた○○円を収入として認定し、(1)の○○円と比較した上で最終的な返還額を○○円と決定した。なお、審査請求人から申出のあった資格取得のための費用等については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の2の(4)及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8の問40の規定に合致しないことから自立更生費として控除することは認められないものと判断した。

第3 裁決の理由

1 本件における法令等の規定について

(1) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、

その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

(2) 返還対象額関係

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第8の3の(2)エ(イ)では「保険金その他の臨時的収入(略)については、その額(略)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と、第8の3の(3)では「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。(略)オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」としている。

次に、局長通知第8の2の(4)では、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」としている。

次に、課長通知第8の問40の答(2)では、被保護世帯の自立更生のための用途に供される額として、「実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費 ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額」としている。

次に、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(1)では、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(略)③当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあっては、課長通知第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。」としている。

(3) 資力の発生時点関係

適用通知の1では、「生活保護法第63条にいう資力の発生時点としては、加害行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存するので、加害行為発生時点たること。したがって、その時点以後支弁された保護費については法第63条の返還対象となること。」と、2では、「実施機関は、1による返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の

生活状況および将来の自立助長を考慮して定められたいこと。この場合、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とは、公害、自動車事故については次の時点であること。(略)(2)自動車事故の場合　自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点」としている。

次に、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-6答(3)では、「自動車事故の場合は、保険の種類や保障内容により異なるが、自賠責保険は、事故発生により被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金(強制保険)が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになり、(略)また、任意保険については、示談交渉による保障の内容、金額の確定後に請求できることとなるため、示談成立日を資力の発生時点としてとらえることとなる。」としている。

2 本件処分の妥当性について

(1) 返還対象額について

返還対象額については、発生した資力を限度として、支給した保護金品の全額を返還対象とすることが原則であるが、次官通知に基づき定額を控除することとされているほか、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、保護の実施機関が認めた額等を控除して差し支えないこととされている。

処分庁は、審査請求人が得た損害賠償金の収入認定に際して、審査請求人が立て替えた通院費〇〇円及び次官通知第8の3の(2)エ(イ)に基づき8,000円を控除した。

一方で、当該損害賠償金を資格取得の費用に充てたいとする審査請求人からの申出については、審査請求人の稼働能力等を踏まえ、〇〇年〇〇月〇〇日のケース会議において課長通知第8の問40の規定を基に検討を行った上で、自立更生費として控除対象とすることは認められないと判断し、控除の対象外とした。

これらは、上記1(2)に基づいた事務処理であることが認められる。

(2) 資力の発生時点について

法第63条に基づく費用返還については、資力の発生時以降支給された保護費が返還請求対象となるところ、第三者加害行為の場合における資力の発生時点は、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とされており、自動車事故の場合においては、自賠責保険による保険金は事故発生の時点、任意保険による保険金は示談成立日をそれぞれ資力の発生時点としてとらえることとされている。

本件交通事故の審査請求人に係る損害賠償金の総額は〇〇円であるところ、自賠責保険における傷害による損害の保険金の支払上限額となる120万円を超過しており、当該損害賠償金は、自賠責保険及び任意保険の保険金として支払われたものであることが確認でき

る。

当該損害賠償金〇〇円のうち、治療費として医療機関へ支払われた〇〇円を除いた〇〇円が審査請求人へ支払われているが、処分庁は、この全額について、事故発生日である〇〇年〇〇月〇〇日を資力発生日と判断し、本件処分を行っている。

これは、審査請求人へ支払われた〇〇円全額が、自賠責保険による保険金であることを前提としていると思料されるが、当該支払金が、自賠責保険によるものであるか、任意保険によるものであるか、又はその両方を含むものであるかについて確認がなされたかどうかは明らかでない。また、この点について処分庁の弁明書でも言及されていないことに鑑みると、処分庁は、本件処分に当たり、資力の発生時点について行うべき検討を欠いていたといわざるを得ない。

したがって、本件処分は、資力の発生時点の判断に関し、必要な検討が十分になされておらず、手続上の瑕疵があることが認められる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和6年4月30日

審査庁 群馬県知事 山本 一太

裁決 認容